

# ノーモア・ミナマタ第2次訴訟 弁護団ニュース

第26号 発行日：平成29年2月6日

発行 ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

## 熊本訴訟第18回弁論が開かれました！

平成28年12月9日、熊本訴訟第18回弁論期日が開かれました。弁論に先立つ門前集会では、森正直原告団長から、多くの被害者を救うため国会を動かし健康調査を実施させたいとの挨拶がありました。寺内大介弁護団事務局長からは、今回はメチル水銀に汚染された魚介類の多食を主張する書面を出していることや、現在の新しい裁判長のもとで判決もらうことを目指しており、来年は医師の証人尋問、原告の本人尋問の段階に入ってくることなどの挨拶がありました。今泉克己社民党熊本県連合幹事長からは、特措法の問題を明らかにし、被告の責任を明らかにしていく段階に近づいている、解決に向けて全力で一緒に頑張りましょう、との連帯の挨拶をいただきました。

法廷では、熊本弁護団の村上雅人弁護士が、原告の提出した準備書面の要旨を述べました。

期日後の報告集会では、日本共産党熊本県委員会の日高信也委員長から、60年経っても解決していないことに憤りを禁じ得ない、全ての被害者の救済を世論と求めるために頑張っていくとの力強い連帯のご挨拶をいただきました。他にも天草支援連の浪床一男代表からも連帯のご挨拶をいただきました。園田昭人弁護団長からは、12月1日に行われた院内集会和裁判の報告がなされ、東京弁護団の尾崎俊之弁護士からは12月7日の東京訴訟（裏面参照）の報告がなされました。



【写真】報告集会で報告を行う尾崎俊之弁護士（写真中央）

次回期日は、平成29年2月17日（金）午後2時からです。

## 第2弾 街頭宣伝・署名活動が行われました！

水俣病被害者の救済をめざして、不知火海沿岸住民の健康調査を求める街頭宣伝・署名行動が、平成28年12月14日、熊本市中央区の下通アーケードでおこなわれました。第1弾（11月8日）に続く第2弾の街頭宣伝・署名行動です。この署名は、水俣病不知火患者会や水俣病被害者互助会などの患者団体の他、支援団体も含めて25の団体が参加する「水俣病公式確認60周年実行委員会」が取り組んでいるものです。患者会、弁護団、支援など約26人が参加しました。わずか30分余りの行動でしたが、129筆の署名が集まりました。参加者も署名も前回より増え、当日の様子はテレビ報道もされました。署名は平成29年1月31日現在18万筆に達しました。



【写真】街頭宣伝・署名活動の様子

署名は平成29年1月31日現在18万筆に達しました。

## 2017公害団体合同旗びらき

平成29年1月13日、東京四ツ谷の主婦会館プラザエフにおいて、2017年公害団体合同旗びらきが行われました。



[写真]公害団体合同旗びらきでの鏡びらきの様子

主催者、来賓あいさつに引き続き、ノーモア・ミナマタ第2次熊本訴訟原告団森正直団長ら代表者によって、鏡びらきが行われました。その後、全国の公害被害原告団、弁護団、支援団体等の紹介とあいさつが行

われました。  
熊本弁護団から3名、東京弁護団から5名、近畿弁護団から1名の弁護士が参加しました。

## 近畿訴訟第7回弁論が開かれました！

平成28年12月14日、近畿訴訟第7回弁論が開かれました。

期日では、第7陣原告（倉岳出身）が、倉岳町棚底の出身で父が漁師だったこともあり、魚介類を多食して育ったこと、こむら返りや震えがあり定年後に嘱託で働くことを



[写真]報告集会での団結ガンパローの様子

あきらめたこと、兄夫婦が特

措法で被害者手帳をもらっている

ので自分も同じように補償をしてほしいと訴えました。近畿弁護団の中島宏

治弁護士は共通診断書の信

用性、診察時のバイアスの

排除について意見を述べました。

次回期日は3月8日（水）午後2時からです。

## 【今後の予定】

2月 8日	近畿訴訟第 7陣提訴
2月17日	熊本訴訟第19回弁論
3月 3日	東京訴訟第12回弁論
3月 8日	近畿訴訟第 8回弁論
3月28日	熊本訴訟第11陣提訴
4月24日	熊本訴訟第20回弁論

## 東京訴訟第11回弁論が開かれました！

平成28年12月7日、東京訴訟第11回弁論が開かれました。

期日では、東京弁護団の川合きり恵弁護士が、特措法上対象地域外とされた地域においても不知火海の魚介類が流通し、地域住民が汚染魚介類を食していた状況について、地域ごとに、漁場・漁獲量、水揚げされた魚介類の流通方法・範囲を具体的に述べました。

また、東圭介弁護士が、必要な調査をせず被害を拡大させた国側には、他者の疫学調査を批判する資格はないこと、原告側の主張する疫学調査・検討には何ら問題がなく正当であること、最近の疫学調査によっても原告側の主張が裏付けられていることを述べました。

次回期日は3月3日（金）午後3時からです。

## とある弁護団員のヒトリゴト

あけましておめでとうございます。去年は、地震、近所の火事と大変な一年でした。今年はいい年になりますように、と願っていたら、さっそく年賀はがきのお年玉2等があたりました！本年もよろしくお願いたします。（熊本弁護団・木村真也）

すべての水俣病被害者救済に向けて

**ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団は、すべての水俣病被害者救済を目指しています。**

みなさんの周りに、水俣病の被害者でありながら未だ救済を受けていないという方はいらっしゃいませんか。裁判に関心はあるが、なかなか裁判について話を聞く機会がないという方は、下記連絡先までご連絡ください。また、県外に移住して、現在は、近畿、関東などに住んでいる親類やご友人にもお声掛けをお願いします。すべての水俣病被害者救済に向けて頑張りましょう。

（連絡先） ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

〒860-0041 熊本市中央区細工町4丁目30-1

扇寿ビル5階 熊本共同法律事務所内（担当 永野）

電話 096-355-5376 F A X 096-355-5378

H P <http://www.no-more-minamata.jp/>

ノーモアミナマタ第2次訴訟

検索